第5章 アラブ諸国の中東和平交渉 一エジプト・サウジアラビアを中心に一

鈴木 恵美

はじめに

2000 年に始まった第二次インティファーダ以降、アラブ地域における中東和平交渉は、 当事国を除くとエジプトがイスラエルやアメリカの直接的な交渉窓口となり、アラブ域内 で大きな影響力を持つサウジアラビアと協調して和平交渉を進めるという枠組みが定着し ていた。2007 年 6 月のハマースによるガザの実行支配によって和平交渉が完全に暗礁に乗 り上げても、この枠組みに変化はなかった。

ところが 2011 年 2 月 11 日、これまで中東和平交渉で中心的な役割を果たしてきたエジプトのムバーラク政権が抗議デモにより打倒された。その後、軍最高評議会は全権を掌握して新たな体制作りに着手するが、暫定政権が最初に行ったのは、これまでの外交関係には変化がないという声明の発表であった。これにより、直近で従来の国際関係に急激な変化が起こる可能性は低くなったが、中長期的にはこれまでの中東和平交渉に対するエジプトを含めたアラブ諸国の対応に変化が生じることは必至であろう。

本稿では、将来的な変化を見据えつつ、これまでのアラブ諸国の中東和平に対する姿勢を考察する。最初に、アラブ諸国にとってのパレスチナ問題が、アラブの大義を巡る問題からイスラーム武装主義を巡る問題に変化してきた経緯を示す。そして現在のアラブ諸国全体としての中東和平交渉への取り組みを俯瞰する。さらに、仲裁外交で中心的な役割を果たしている国として、エジプトとサウジアラビアを取り上げ考察する。

1. パレスチナ問題:「アラブの大義」からイスラーム武装組織の問題へ

かつてアラブ諸国は、パレスチナ問題を「アラブはひとつ」「アラブの大義」という視点から見つめていた。事実、政治指導者を含めたアラブ人の大半は、個人としては、パレスチナ問題の解決はアラブの大義そのものであったはずである。しかしパレスチナ問題が発生してから現在まで、アラブ諸国の為政者は自国の領土保全以上にパレスチナ人の権利や「アラブの大義」を優先することはなかった。

当事者であるパレスチナ人は、自分達が同胞であるはずのアラブ諸国から疎外されていることを敏感に感じていた。1982年のレバノンのサブラーとシャティーラ難民キャンプにおいて、殺害された家族の亡骸を前に生き残った母親がカメラに向かって「アラブの同胞

達はどこにいるのか、(世界に現状を伝えるために)写真を撮ってくれ」(Fēn il-'Arab, Ṣawwarū)と泣き叫ぶ映像が世界に配信された。この言葉はパレスチナ問題に対するアラブ諸国の態度をパレスチナ人がどのように見ているかを表していよう¹。

アラブ諸国のなかで中東和平問題の位置づけが変化するきっかけとなったのが 2000 年の第二次インティファーダであった。イスラエル領内での自爆攻撃が 2003 年を頂点に増加し、ハマースやイスラーム聖戦などのイスラーム武装組織の活動が活発化する。現在、独自のイニシャティブを提示し、関係諸派を仲裁するなど最もこの問題に関与しているのはエジプトとサウジアラビアであるが、エジプトはこの時期を境に中東和平交渉の中心が外務省から諜報庁に移行していく。ガザ地区と国境を接するエジプトにとって、エジプトの実質的かつ唯一の反政府勢力、ムスリム同胞団の兄弟組織であるハマースやガザ地区を基盤とする武装組織が勢力を拡大することは、ムバーラク体制に対する直接的な脅威となるからである。

一方、和平交渉には距離を置いていたサウジアラビアは、2000年第二次インティファーダ以降、和平の仲裁に積極的な姿勢を見せるようになる。サウジアラビアが和平の仲裁に関与するようになったのは、パレスチナ国家の樹立に向けた取り組みを無駄にしないためという理由からではない。和平交渉の破綻によってハマースに代表されるイスラーム主義勢力が台頭すれば、いずれ地域の安定と自律が脅かされ、最終的にはサウジアラビアの政治体制にも脅威が及ぶ可能性があるからである。

以後、サウジアラビアとエジプトは、域内リーダーシップを巡って競合する関係でありながら、イスラーム武装主義対策では協調関係を取るようになる。アラブの盟主を自認する両国にとって、中東和平問題は、イスラーム武装主義者から如何にして自国を守るのかという安全保障の問題となり、パレスチナ国家建国という大義は周辺化していった。

2. アラブ諸国全体としての和平への取り組み

ここではアラブ諸国全体としての和平交渉への取り組みを整理する。中東和平交渉は、アメリカ、EU、ロシア、国連で構成される、いわゆるカルテットが提唱する和平案と、アラブの幾つかの国、あるいは組織が提唱する和平案が同時進行する形で行われている。カルテット構成国で和平会議が開催される場合、アラブ側はアラブ連盟の組織である「アラブ和平イニシャティブ委員会」としてサウジアラビア、エジプトなどから閣僚級の代表者を送っている。

アラブ諸国の側も、カルテットの提案を尊重しつつ、独自の和平案を提示している。ア ラブ諸国が主体の和平案は、アラブ連盟首脳サミットや外相会談の場においてアラブ諸国 全体の総意として発表されるものと、特定の国が主導して調停、提案を行いその国の名前で発表するものがある。とはいえ、前者のアラブ連盟首脳会談や外相会談の場において調停案が提示される場合であっても、実際はいずれかの国が中心となって調停案を取りまとめている。2002年にサウジアラビア政府が提示した包括的和平案や、2008年にカタル政府がとりまとめたレバノン国民対話会議はその代表的な例である。なお、アラブ連盟事務局長の役割はあくまでも各国の意見の調整であり、自らが主導的に調停案を提示することはない。

一方、一カ国が主導的に和平案を提示している国に、エジプト、サウジアラビア、カタル、イエメンがある。イスラエルと国交がある国がエジプトとヨルダンに限られるため、交渉における役割はおのずと規定されるが、そのようななかで実際にアラブ地域を東ねることができるサウジアラビアとエジプトが中心的な役割を果たしている。両国にとって仲裁はアラブ社会の指導者(シャイフ)の務めであると同時に、サウジアラビアは二つの聖地の守護者の務めとして、またエジプトはスンナ派世界の指導者として、アラブ域内で生じた問題を仲裁する義務を負っていると自認している。

アラブ諸国全体としては、2002 年にサウジアラビア政府が提案した「包括的和平案」を支持することで一致している。この和平案はイスラエルが 1967 年の第 3 次中東戦争で占領したアラブの領土から全面撤退し、パレスチナ国家の建国と難民の帰還権を承認することを条件に、イスラエルとアラブ諸国との関係を正常化という、いわゆる「土地と平和の交換」を提唱したものである。この和平案に対してはアラブ諸国だけでなくオバマ大統領も支持を表明している。一方、エジプトも理念としてはこの包括的和平案に賛同しているが、カルテット案とサウジ案の中間を取るような和平案を模索する姿勢も見せている(詳細は以下の 3 (1) を参照)。また、パレスチナ諸派間の仲裁については、各国が独自に取り組んでいるが、アラブ諸国全体として、2007 年のメッカ合意の精神を遵守するという立場を示している。

3. アラブ各国の和平イニシャティブ

以下では、和平交渉に積極的な姿勢をみせている国として、エジプトとサウジアラビア を中心に、他カタル、イエメンを個別に取り上げる。

(1) エジプト

エジプトはガザと国境を接していることから歴史的にパレスチナとの関係が深い。また 1949 年から 67 年までガザ地区を統治したことから、対イスラエル抵抗運動の旗手だった 当時のファタハや PFLP、イスラーム聖戦、ハマースなど、パレスチナにおける様々な「抵抗組織」と接触してきた経験をもっている。

先述の通り、エジプトはサウジ政府が提唱した包括的和平案に賛同しているが、同時に独自の和平案も提示している。2009 年 12 月、その内容についてアブルゲイト外相は以下のように発言している。パレスチナ国家は東エルサレムを首都とし、1967 年以前の国境に沿って同じ面積をもって樹立されること、そしてこれらの措置が、イスラエルの安全保障を確保する形で実施されること²、である。この和平案のなかで注目されるのは、パレスチナ国家がイスラエルの安全保障を実現しながら樹立されるとしている点である。このような文言は、サウジアラビアをはじめとするいずれのアラブ諸国の和平案のなかにもなく、イスラエルと平和条約を締結した国ならではといえよう。

エジプトの和平交渉を担っているのは外務省と総合諜報庁である。いずれの組織が交渉を行う場合でも、外務大臣あるいは諜報庁長官が頻繁にアメリカやイスラエル、パレスチナに事前に出向いてシャトル外交を展開している。エジプト外交における両組織の役割分担についての詳細は明らかにされていないが、これまで実施された会議における役割から判断すると、外務省はカルテットを構成する国を含めた多国間交渉を担っているようである。外務省は、シナイ半島のリゾート地シャルメルシェイクにおいて国際会議を開催するなど、エジプトのアラブ地域におけるプレゼンスを誇示する任を負っている。

一方、諜報庁は武装組織を含むパレスチナの各派閥の調停を担当している。この交渉の中心人物は、パレスチナとスーダンのイスラーム武装組織を専門としていた諜報庁長官で2011年のエジプト政変の際に副大統領に任命されたオマル・スレイマーンである。諜報庁の組織そのものは、1950年代に当時のナセル大統領によって設立された。軍の組織であるとともに大統領直属の組織である。この組織はムバーラク政権下で政治的に大きな役割を果たすようになるが、そのきっかけは、1995年にエチオピアで発生したムバーラク大統領暗殺未遂事件で、諜報庁は企てを事前に察知して大統領の危機を救ったといわれる。それ以降、ムバーラク政権のイスラーム武装組織を巡る秘密外交の担い手となってきた3。

2000年の第二次インティファーダ以降、スレイマーンは外務省出身で大統領の政治アドバイザーであるオサーマ・アル=バーズに代わって和平の実務担当者となる。従来の中東和平の窓口であった外務省に加え、諜報庁がパレスチナ内部の派閥の仲裁を行うことで、エジプトは二重の体制で和平交渉に臨むこととなった。これまで政治の表舞台に出てこなかった組織が和平交渉の担い手となった理由は、ハマースやイスラーム聖戦などのガザを拠点とするイスラーム武装組織が和平交渉の行方を左右するようになってきたからであり、同問題がエジプト国内の治安問題やムバーラク体制の維持に直結する問題へと変化してき

たためと思われる。ムバーラク政権は、従来から国家の治安の鍵を握るのはガザであるとの認識を持っていた⁴。そのため、ガザへの武器弾薬の密輸を手引きしていると思われるシナイ半島のベドウィンに対する取り締まりを強化する対策を講じてきた⁵。この対策を担ってきたスレイマーンがエジプト政変時に副大統領に任命されたことは、ムバーラク政権のなかで武装組織対策がいかに重要な意味をもっていたかの証左といえる。

スレイマーンが率いる諜報庁が中心となって開催した国際会議に、第二次インティファーダの勃発を受けて開催された 2000 年 10 月のシャルメルシェイク国際会議がある。その後、パレスチナ情勢が一層混迷の度合いを深めた 2003 年には、カイロにおいてパレスチナ諸派間の調停会議を開催している。この会議でエジプト側が提案したのは、1 年間の停戦、イスラエルの生存権承認、1967 年以前の国境に基づく二国家解決案であった。自治政府側はこの提案に合意するが、ハマースとイスラーム聖戦側は拒否するという結果に終わった。すると、ガザの治安が悪化してハマースが台頭することを懸念するエジプト政府は、2004 年 3 月にはハマース抜きで自治政府とパレスチナの治安維持に関して合意、パレスチナ内務庁と協力して大統領警護隊の訓練と自治政府の諜報機関のスリム化に着手した。このように、諜報庁が主催する会議や合意では、治安問題が議題の中心となっている。

また、諜報庁が国際会議と並行して行っているのが、パレスチナ諸派間の仲裁である。 国際会議と違って地味な交渉作業であるが、エジプト政府は粘り強く各派の調停を重ねてきた。エジプト政府によるパレスチナ諸派間の調停やカイロでの会議の開催は、2007年6月にハマースとファタハが完全に決裂する以前から取り組まれており、2002年11月から2010年末まで毎年実施されている。このパレスチナ諸派会議では、最高監督指導委員会を中心として計5つの委員会が設置され、挙国一致内閣を実現させるため、選挙や組閣について話し合われている。さらに、エジプトの治安組織の高官は頻繁にガザや西岸地区に赴いてハマースやファタハの責任者と話し合いを重ねている。これらの協議まで含めると、調停の数は膨大な数に上る7。

2011年2月、ムバーラクが辞任して軍最高評議会による暫定政権が誕生した。今後、自国の社会政治改革が山積する状態で新政府が中東和平問題にどれだけ関わることができるかは不明である。いずれの政権にとっても中東和平問題、特にガザ情勢の悪化は避けたい事態と思われる。2011年4月現在、軍そのものはエジプト政変後の国民による弾劾の煽りを受けていないため、イスラーム武装主義組織に対する監視はこれまで通り諜報庁が担当することになるかも知れない。しかし、ムバーラクが進めてきた中東和平の枠組みは、中長期的には修正される可能性が高いだろう。また今後どのような政府が樹立されても、イスラエルにとってムバーラク以上に都合のよい相手が出現するとは考え難い。

ここで、ムスリム同胞団の中東和平への姿勢について補足しておきたい。この組織が今後のエジプトの政治を左右する重要な鍵となると思われるからである。ムスリム同胞団は、従来からイスラエルはシオニスト国家であり、イスラエルとの平和条約の破棄、天然ガス輸出停止など、あらゆる物質的、人的交流を拒否する姿勢を示していた。中東和平交渉についてはムスリム同胞団としての見解を明示しているわけでないが、サウジ政府が示した包括的和平案に一定の理解を示す姿勢がみられる。

2011年1月末にエジプトで大規模デモが始まってからムバーラクが辞任するまでの間も、 ムスリム同胞団はイスラエルとの平和条約は破棄すべきであると主張していた。とはいえ、 イスラエルとの関係については、指導部の間で必ずしも意見が一致しているわけではない のが実態のようである。最高幹部の一人であるラシャード・バィユーミーは、イスラエル との平和条約は破棄すべきであるとの姿勢を終始崩していないが、2005年人民議会のムス リム同胞団会派長のサアド・アル=カタートゥニーは、全ての国際条約や協定は尊重され るべきと述べるなど、暗にイスラエルとの平和条約を破棄することはないと示唆している。 いずれにしても、ムバーラクが辞任するや否や、ムスリム同胞団はイスラエルとの関係 は議会で協議すべきで、組織としての見解は出さないと発表する⁸。この発言のなかには、 エジプトとイスラエルの関係を議会に付託することで、組織に対する直接的な非難を回避 しようというムスリム同胞団の巧妙な意図を垣間見ることができる。仮に、本当に自由で 公正な選挙が実施されれば、ムスリム同胞団は少なくとも中長期的には政権の中枢を占め る可能性が高い。すでにムスリム同胞団はムバーラクが辞任して2週間後には政党を結成 する意向を示しており、また元ムスリム同胞団員が設立したワサト党が政党として認可さ れる旨の判決が裁判所から下されている。今後、ムスリム同胞団あるいはその流れをくむ 組織が議会で与党となった場合、イスラエルとの関係は冷え込むだろう。

(2) サウジアラビア

イスラエルと国交を持たない「イスラームの盟主」を自認するサウジアラビア政府は、これまで中東和平問題には距離を置いてきた。それが一転するのが 2000 年以降のことである⁹。現在、交渉はスルターン現皇太子の王子で、駐米大使の経験もあるバンダル・ビン・スルターンを中心に欧米諸国と協調して進められている。同国が 2000 年代から和平交渉に関与するようになった理由として、以下の 2 点が考えられる。

第一は、サウジアラビア国内や周辺国でイスラーム武装組織の活動が活発になったためである。サウジ政府はパレスチナ地域におけるイスラーム武装組織の台頭は、国内の同系の組織を刺激するものとして警戒している。パレスチナにおける自爆攻撃が急増し、イラ

ク戦争が始まった 2003 年、首都リヤードでは 2004 年にかけて外国人を狙った襲撃や爆弾事件が多発した。サウジ政府は、従来からイスラーム主義者の不満がアメリカと協調関係にあるサウード王室に向かわないよう警戒してきた。そのために、エジプト同様、1980 年代に国内のイスラーム主義に傾倒した不満分子をアフガニスタンに追いやることで不安定要因をひとまずは取り除いてきた。この時アフガニスタンでソ連と戦ったアフガン・サウーディイーン(アフガニスタン帰りのサウジアラビア人戦士)は内戦終了後に世界に散らばったが、アフガン・サウーディイーンの場合はその兄弟も同様にイスラーム主義的な思考に染まり、「聖戦」に関与する傾向があるという10。サウジ政府は常にこのような潜在的な脅威を抱えている状態にある。

第二は、パレスチナやアラブ地域におけるイランの影響力のさらなる拡大を阻止するためである。イランは、イラクやレバノンのヒズブッラー、シリアに対して影響力をもつが、ハマースにも武器弾薬を提供しているといわれる。イランの核エネルギー開発が国際問題化している現在、イランと最も地理的に近いアラブの大国として、これ以上のイランの勢力伸長は看過できないであろう。

以上二つの要因は、置かれた状況は異なるものの、イスラーム武装組織の台頭を警戒するという点においてエジプトと共通している。ただし、サウジアラビアは、カルテットやエジプトが提唱するような既存の和平案に相乗りするのではなく、独自の和平案を提示することでその中東地域における影響力を誇示している。サウジアラビアがアラブ地域に提唱した和平案は、いわゆる「包括的和平案」といわれるもので、ベイルートで開催されたアラブ連盟が主催するアラブ首脳会議の場で発表された。シリアやエジプトを含むアラブ各国はこの案に賛同しており、2007年にリヤードで開催されたアラブ首脳会議の場でも全アラブ諸国がこの案に賛同することが再確認されている¹¹。

またサウジ政府は、パレスチナ内部の対立にも仲裁案を提示してその影響力の大きさを内外に示している。2007年2月、サウジ政府は聖地メッカにマフムード・アッバース議長、ハマースからハーリド・マシュアル政治局長とイスマーイール・ハニーヤ首相を招き、各派で構成される挙国一致内閣を発足させることで合意させた。この合意は対立が激化する両派の和解を優先したため、イスラエル承認や暴力の否定などの懸案事項の協議は先送りされたが、設立される新政権は過去の国際的な合意を尊重するという文言が入れられた。この「尊重」という表現を巡って国際社会では様々な憶測と議論がなされたが、アラビア語の原文では、尊重という単語に義務の意味を含むiltazamという単語が用いられている「2。したがって、ハマースとしてはサウジアラビアの顔を立てかなり譲歩したといえる。しかしながらこのメッカ合意は、合意からわずか4カ月でファタハとハマースが西岸とガザに

分裂し頓挫する結果となった。とはいえ、その後のエジプトやイエメンによる仲裁外交のなかでメッカ合意の精神を遵守するという表現が織り込まれるなど、この合意の内容は現在も各国で共有されている。

(3) カタル

エジプトやサウジアラビアなどの親米域内大国が中心となって国際的規模の和平会議を開催するのが通例化するなか、カタル政府によるアラブ外交はある意味特異である。カタルが仲裁外交を開始したのは現ハマド首長が父親を追放して首長の座に就いてからである。以降ハマド首長はアル=ジャジーラを武器に、エジプトやサウジアラビアに挑戦するかのような外交政策を展開している。カタル政府が仲裁外交に積極的になった背景には二点考えられる。一点目は中東和平交渉で成果を上げることで国としての付加価値を上げ、西欧諸国からの投資を呼び込むためである。二点目は、アラブ域内の紛争を仲裁することでイラク戦争を支持して傷ついた威信を回復するためである。

カタル政府は、2008年5月にはレバノンの新大統領の選出を巡って対立した各派をドーハに招いて国民対話会議を開催し、ドーハ合意を実現させた。そして2009年1月にはエジプト、サウジアラビアの反対を押し切る形で¹³、イスラエルによるガザ攻撃後の支援を話し合うドーハ会合を開催するなどの実績を上げている。

カタルは、パレスチナから地理的にも歴史的にも距離があるが、エジプトやサウジアラビアにはない利点がある。それは一つにはパレスチナの交渉当事者であるアッバースとハーリド・マシュアルとの個人的なつながりである。アッバースは若年期にカタルの役所に職を得ており、当地でパレスチナ抵抗運動に加わるなどした所縁のある国である。またハーリド・マシュアルについては、ヨルダンでイスラエルの諜報機関により毒殺されかけた後の1999年から2001年まで、カタル政府が庇護した過去がある。また、カタルはアラブ諸国の中では例外的に、イスラエル、イラン両国と比較的良好な関係にある。さらにレバノンやシリアへ多額の投資を行うなど、両国に対する影響力も大きいと思われる。

(4) イエメン

イエメンは、これまで中東和平問題に積極的に関わることがなかったが、2008 年 3 月、 突如パレスチナ諸派の仲裁外交を開始する。イエメン政府の和平交渉における立場は、サ ウジアラビアやエジプト政府が達成したこれまでの和平合意を継承しながら、相反するパ レスチナ各派の仲裁を取り持つというものである。これまで具体的な成果を上げるには 至っていないものの、2011 年 1 月チュニジアに始まる政変までは同問題に積極的に関与す る姿勢を示していた。

イエメン政府が試みた最初のファタハ、ハマース間の仲裁は 2008 年 3 月に実施された。この仲裁では、一度はアリー・アブドッラー・サーリハ大統領の仲介で、ハマースのムーサー・アブー・マルズークとファタハのアッザーム・アル=アフマドが早期の大統領選挙と議会選挙の実施で合意したと伝えられたが、翌日には合意内容の理解に齟齬があったとして合意が白紙にされるという結果に終わっている 14。

イエメンが近年仲裁外交に積極的な姿勢を示すようになったのは、イエメンに集中する 国際社会からの非難をかわす意図があるように思われる。その非難とは、イエメンが、い わゆるアル=カーイダ系組織やアデン湾を通過するタンカーを襲撃する海賊の拠点となっ ていることであり、またサナアに支部を置いているハマースがイエメンをガザへの武器弾 薬の経由地としていることである。

2011年2月以降、イエメンでは国内で規模の大きな反政府デモが発生しており情勢は流動的である。ポスト・サーリハにどのような体制が成立するのか現段階では判断する材料に欠けるが、今後もパレスチナ諸派の仲裁に意欲を持ち続けることができるか疑問が残る。

総合的評価

以上、各国の中東和平に対する取り組みについて概観した。各国が和平案を提示しているが、いずれの国も合意事項を耐久的かつ長期的に強制する有効な手段に欠けているという欠点がある。この欠点を克服する手段は未だ見つかっていない。

ここで各国の和平案を総合的に評価してみたい。エジプトは、イスラーム武装組織という難しい交渉相手に対し、どの国よりも地道に粘り強く交渉を継続してきた。ムバーラク政権の中東和平の取り組みは、パレスチナ諸派会議においては高く評価できよう。また、イスラエルの安全保障を守りながらパレスチナ国家の樹立を模索する和平案は、イスラエル側に一定の安心感を与えるものであろう。しかし 2011 年 2 月にムバーラクを辞任に追い込んだ 1 月 25 日革命が、今後の中東和平交渉にどのような影響を及ぼすのか、現段階では全く先が読めない状態である。いずれにしても、これから誕生する政府は間違いなく世論を気にする政府になるだろう。エジプト人はガザ情勢にことのほか敏感である。万が一、イスラエルによって 2008 年 12 月と同じような大規模なガザ攻撃が行われた場合、イスラエルに対し強硬策に出るよう訴える世論が高まるだろう。ムバーラクのように、アラブ全土からの非難とそしりに耐えられる大統領が登場しない限り、これまで通りイスラエルと良好な関係を保った交渉が行なわれるはことはないだろう。

サウジアラビアについては、同国が提示した包括的和平案やメッカ合意は、現在アラブ

諸国がそろって尊重する意向を示している。サウジアラビアはアメリカと密接な関係にあり、かつ湾岸産油国に対して大きな発言力を持っている。また、巨額な財力を後ろ盾としてレバノンやシリアへ圧力をかけることもできる。以上の点を鑑みると、サウジ政府の和平案はエジプトよりもアラブ諸国に受け入れられると思われる。ただし、ムバーラク大統領という強力なパートナーを失った今、サウジアラビアの中東和平交渉における影響力は未知数である。

カタルは 2011 年のアラブ政変の大きな煽りを受けず、イスラエルとイラン両国と一定の交流があり、かつ資金力も豊富である。これは、エジプトやサウジアラビアの弱点を補うものといえる。将来的にカタルのイニシャティブで和平合意が達成される可能性は否定できない。しかし、問題はこれまで和平イニシャティブを取ってきたエジプトやサウジアラビアをいかにしてカタル・イニシャティブに引き込むかにあるだろう。2009 年 1 月のドーハ会議のように、両国を差し置いた形の和平交渉ではアラブ諸国の分裂を生む事態になりかねないからである。

アラブ各国に及んだ政変を受け、エジプトをはじめとするいずれの国も中東和平交渉に 関与することは当面難しいかもしれない。この状態が長期化すれば、西岸地区はファタハ、 ガザはハマースが支配する現状が、やがては既成事実化してしまう恐れもある。このよう な時こそ、カタル政府は和平交渉のイニシャティブを取ることでアラブ地域における存在 感を示す時であろう。

	イスラエル/自治政府間	ファタハ/ハマース間
エジプト	0	0
サウジアラビア	Δ	0
カタル	0	0
イエメン	×	0

(表1) 国別にみた調停可能な対象

むすび

中東和平交渉は、これまで国際社会やアラブ各国による幾多の仲裁にも関わらず、進展が見られることはなかった。このような事態に対し、アラブ連盟の事務局長であるアムル・ムーサーは、以下のような強い口調で警告した¹⁵。「これまでサウジアラビア、イエメン、エジプトが仲介を行ってきたにもかかわらず、パレスチナ人同士でいつまでも声明戦争や記念撮影、さまざまなメディア上での非難の応酬が続くのをアラブの市民は容認できない。

パレスチナという名の国家は今の段階では建設されていない。我々の義務はこの国家を建設することにあるのだ。したがって、ポストや閣僚の椅子を巡る現在の争いは受け入れられるものではない」。中東情勢が流動的となった現在、イスラエル・パレスチナ双方に求められるのはさらなる自助努力であろう。

参考文献

- 鈴木恵美「シナイ半島ベドウィン系住民を巡る諸問題―紅海沿岸リゾート自爆攻撃とガザ密輸トンネルの 背景」『中東研究』第 498 号(2007/2008)Vol.Ⅲ.
- 鈴木恵美「エジプト・イラン関係悪化の諸要因―2000年以降を中心に」『2009年大統領選挙後のイランの 総合的研究:内政、外交、国際関係』(財団法人日本国際問題研究所、2010年3月)。
- Guazzone, Laura, Pioppi, Daniela. (ed.) *The Arab state and neo-liberal globalization : the restructuring of state power in the Middle East*, The American University in Cairo Press, 2009.
- Sharp, Jeremy M., *The Egypt-Gaza Border and its Effect on Israeli-Egyptian Relations*, CRS Report for Congress Prepared for Members and Committees of Congress, February 1, 2008.
- Sharp, Jeremy M., *Egypt: Background and U.S. Relations*, CRS Report for Congress Prepared for Members and Committees of Congress, September 2, 2009.
- Sirrs, Owen L., The Egyptian Intelligence Service: A History of the Mukhabarat, 1910-2009, Routledge, 2010. < 雑誌 >

Al-Ahrām

Al-Ḥayāt

Al-Maṣrī al-youm

Al-Nahār

一注一

- 1 2003 年、エジプトのアフマド・マーヘル外務大臣がエルサレム旧市街を訪問した際にパレスチナ人の 群衆に取り囲まれ靴で殴打されるという事件が発生した。外相は旧市街に展開しているイスラエル兵士 によって救出されたが、この事件はパレスチナ人がエジプト政府の仲裁外交をどのように見ているかが 表れていよう。
- ² Al-Hayāt, 12 月 15 目、2009 年。
- Owen L. Sirrs, *The Egyptian Intelligence Service: A History of the Mukhabarat, 1910-2009*, Routledge, 2010, p.248.
- 4 http://www.sis.gov.eg/Ar/LastPage.aspx?Category_ID=54
- 5 鈴木恵美「シナイ半島ベドウィン系住民を巡る諸問題─紅海沿岸リゾート自爆攻撃とガザ密輸トンネルの背景」『中東研究』第498号(2007/2008) Vol.Ⅲ. 74-88頁.
- 6 エジプト政府の中東和平交渉についての詳細データは以下を参照。
 - http://www.sis.gov.eg/Ar/LastPage.aspx?Category ID=54
- ⁷ Ibid.
- * エジプト政変時におけるムスリム同胞団の声明については以下のムスリム同胞団の公式サイトを参照した。http://www.ikhwanonline.com/Default.aspx
- 9 サウジ政府はパレスチナ問題だけでなく、スーダン・チャド間の紛争も仲裁している。
- Laura Guazzone, Daniela Pioppi, (ed.) *The Arab state and neo-liberal globalization : the restructuring of state power in the Middle East*, The American University in Cairo Press, 2009,p.198.
- 11 包括的和平案の再確認は「リヤード宣言」のなかで文書化された。

¹² Al-Nahār, 2月11日、2007年。

¹³ 鈴木恵美「エジプト・イラン関係悪化の諸要因」『2009 年大統領選挙後のイランの総合的研究:内政、 外交、国際関係』(財団法人日本国際問題研究所、2010年)110-111頁。

¹⁴ http://www1.albawaba.com/news/hamas-fatah-talks-yemen-fail 15 Al-Ahrām, 2008 年 10 月 24 日号。